

## 1 新財団設立に至った経緯

○公益財団法人土門拳記念館については、市の定例監査において監査委員から、財団経営について数回にわたり所管課として考える改善策を講ずべきとの指摘を受けてきた経緯があり、平成28年度には企画展示の充実を目的に基本財産2,400万円の取り崩しを行ったものの、効果は一時的なものにとどまっている。

○公益財団法人酒田市美術館については、平成22年度以降、入館料・物販収入とも小規模な増減を繰り返しながらも全体として伸び悩みの傾向が続いており、展示事業費は収入の減少と連動して縮小傾向にあり、特別展の内容も縮小せざるを得ない状況である。

○酒田市においても厳しい財政状況により指定管理料の増額による企画展、特別展等へのテコ入れが困難であることから、両財団と市の三者で事務レベルでの協議を重ねた結果、収入・入館者の減少傾向に歯止めをかけ、財団経営を改善するための打開策として、両財団を統合し、新財団設立の検討に至ったものである。

## 2 新財団に期待すること

- 組織体制を強化することにより、市内外の美術館等とネットワークを構築
- 業務の一本化、事務ノウハウの共有化による効率的な業務執行
- 計画的な人材育成
- 国等の補助金の活用による財源確保
- 教育プログラムやワークショップの充実、質の高い展覧会の開催、合同の展覧会の実施など両施設の機能強化

## 3 新財団の目指す方向性について

○統合前の両財団の定款においては、個々の施設が地域で果たす役割が述べられていたが、統合財団の新定款ではより大きな視点に立って、本市の文化政策推進の基盤となる酒田市文化芸術基本条例及び文化芸術推進計画の考え方(基本理念)に基づき、文化芸術によるまちづくり及び目指すべき地域社会のあり方を定款の目的に掲げている。

(目的)

第3条 この法人は、地域における文化芸術及び歴史に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○新財団設立後も基本的には、指定管理型財団といわれる土門拳記念館と酒田市美術館の指定管理業務を専従で行う財団法人であるが、将来的には他の文化施設(希望ホールや出羽遊心館等)の指定管理業務を行うなどの体制整備を徐々に進めるとともに、財団の利点を生かし、市の直営では難しい長期的視野に立った文化芸術に携わる人材の育成を図るなどの、本市における文化芸術に関する施策の推進の一翼を担える体制となるような財団を目指したい。